

今年も町・県民税の申告時期になりました。申告書の提出が遅れると納税通知書や、課税証明書等の発行が遅れる場合がありますので、期限内に申告をしてください。

■ 申告する人

- ・令和3年1月1日現在、町に住所のある人。
- ・他市町村に居住し、町に事業所または家屋敷を所有する人。
- ※町・県民税の申告用紙は、昨年提出した人には1月下旬に郵送します。届かない人で申告が必要な場合は住民税担当までご連絡ください。
- ※町外の人に扶養されている人は、扶養されている旨を申告してください。

■ 申告しなくてよい人

- ・勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人や、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族になっている人。
- ※収入が公的年金等のみで、その収入金額が101万5千円以下(65歳以上の人は151万5千円以下)のときは、町・県民税が非課税となり、申告は不要です。

■ 申告に必要なもの

- ① 印鑑 (認印可)
- ② 所得金額を証明する書類 (給与・年金等の源泉徴収票・収支内訳書等)
- ※ 収支内訳書は必ずご記入のうえお持ちください。
- ③ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、国民年金等の支払証明等
- ④ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ※ 医療費控除を申告する人は医療費控除の明細書を事前に必ず記入してください。
- ⑤ その他参考となるもの(障害者手帳・学生証等)
- ⑥ マイナンバーカード、または下記①②の両方

① 現住所記載の通知カード、マイナンバー記載の住民票 ※どちらか1つ

+

② 運転免許証、パスポート、健康保険証、障害者手帳 在留カード ※いずれか1つ

- ⑦ ボールペン、計算用具 (新型コロナウイルス感染拡大防止のためご持参をお願いします)

※ 税務署より「確定申告のお知らせ」はがきが届いた人は、はがきをご持参ください。

※ 申告内容により所得税の申告になる場合があります。所得税の還付金が生じた場合、口座振込により還付のため申告者名義の口座番号が必要です。

■ 申告に関するお願い

- ・ 確定申告書が税務署から直接届く人は、川越税務署に申告してください。
- ・ 申告期間中は税務課の窓口では、提出のみの受け付けとなります。

① 町で受け付けられない申告

町の申告会場では、簡易な所得税及び復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、下記①～⑬の申告は受け付けられません。

川越税務署で申告してください。

- ① 令和元年分以前の申告
- ② 全ての譲渡所得の申告
- ③ 分離課税の申告
- ④ 配当所得の申告
- ⑤ 相続又は贈与税に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金による所得の申告
- ⑥ 初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
- ⑦ 2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え
- ⑧ 青色申告
- ⑨ 退職所得の申告
- ⑩ 雑損控除の申告
- ⑪ 被災事業用資産の損失申告
- ⑫ インセンティブ報酬
- ⑬ 準確定申告 (亡くなった人の申告)

新型コロナウイルス対策のお願い

- 検温のご協力
 - ・ 申告受付にて検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は、相談受付をご遠慮いただきます。
- マスク着用・消毒のご協力
 - ・ 常時マスクの着用をお願いします。
 - ・ 咳エチケットにご協力ください。
 - ・ 消毒液を受付や会場内に設置していますので、こまめな手指消毒をお願いします。
- 飛沫防止のご協力
 - ・ 飛沫防止のため、会場内での会話はできるだけお控えください。
- 来庁カード記入のご協力
 - ・ 申告受付の際、「来庁カード」をお渡しします。必要事項を記入のうえ、申告終了時に申告を受けた職員にお渡しください。
 - ・ 「来庁カード」は感染者が発生した場合の感染経路調査のために使用する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。



令和3年度

税の申告相談

1 町・県民税の申告相談は2月16日から3月15日まで

問 税務課住民税担当 ☎ 132～134

受付方法が例年と異なります。ご注意ください。

■ 町・県民税申告相談会の受付

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から3密を避けるため、1時間20人の完全入れ替え制となります。

▼表1 (区分および集合時間)

区分	申告相談会の時間	集合時間	整理券配布時間	定員
①	9:00～10:00	8:45	当日 8:00～ 左の区分をお選びください。 (定員に達し次第終了) ※整理券は当日のみ有効 ※配布場所は各申告会場前の受付で配布します。	各区分20人
②	10:00～11:00	10:00		
③	11:00～12:00	11:00		
④	13:00～14:00	12:45		
⑤	14:00～15:00	14:00		
⑥	15:00～16:00	15:00		

※時間は1人約15分となります。

※区分①の人は、受付後そのまま会場にてお待ちいただきます。

※区分②～⑥の人は、整理券を持参して該当区分の集合時間に再度お越しください。

※上記の時間以外は申告会場へ入場できません。

※お電話等での事前予約は行っておりません。

① 来庁時のお願い

- 会場内に十分な待機スペースがないため、区分②以降の人は整理券を取得後、一度ご自宅への帰宅・自家用車内での待機等に、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 集合時間に遅れると、申告を当日受けられないことがありますので、ご注意ください。
- 同世帯で申告する人が数人いる場合は、可能な限りご家族1人でご来庁ください。その際、整理券は申告する人の人数分お取りください。

■ 町・県民税の申告相談日程

▼表2 (申告相談日および受付会場)

対象地域	日程	会場
全地域 (還付相談・年金受給者相談)	2月4日(木)・5日(金)	藤久保公民館ホール
上富	1・2・3区 2月16日(火)	三芳町役場 3階 会議室
北永井	1・2・3区 2月17日(水)・18日(木)・19日(金)	
藤久保	1・2区 2月22日(月)・24日(水)・25日(木)	
	3・4区 2月26日(金)・3月1日(月)・2日(火)	
	5・6区 3月3日(水)・4日(木)・5日(金)	
竹間沢・みよし台	1区 3月8日(月)・9日(火)	
全地域 (平日以外)	2月28日(日)・3月6日(土) ※3/6(土)は午前のみ(表1の区分⑥まで)	
上記日程に都合がつかない人	3月10日(水)・11日(木)・12日(金)・15日(月)	

※太字は、昨年会場が混雑した日です。